

倉敷市本庁舎案内サイン等改修業務委託

募集要領

倉敷市総務局総務部本庁舎エリア再編整備推進室

1 業務名

倉敷市本庁舎案内サイン等改修業務（以下「本業務」という）

2 目的

本市では、現在、防災・災害対応機能の強化等を目的として庁舎等再編整備事業を進めているが、当該事業に伴い、本庁舎の部署再配置や執務エリアの狭あい解消を図ることとしている。

また、庁舎等再編整備事業にあわせて、市民サービス向上、事務の効率化等を目的とした窓口DXの導入を目指しており、「迷わせない」「待たせない」「書かせない」窓口の実現に向けた窓口改革の検討に着手している。

これらの事業や取組を踏まえ、窓口カウンター、案内サイン等の改修・整備を行うことで、視認性が高く、直感的に分かりやすく、目的の窓口にスムーズに誘導でき、プライバシー確保に配慮された快適で利用しやすい窓口サービスを提供し、来庁者の利便性向上を図る。

3 業務概要

（１）業 務 内 容 別紙仕様書のとおり

（２）業 務 期 間 契約締結日から令和８年３月３１日（予定）まで

（３）提案上限額 ６６，３００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

（４）実 施 形 式 公募型プロポーザル方式

4 スケジュール

	項 目	日時（期限）
（１）	公募開始及び質問受付開始	令和７年７月１１日（金）
（２）	参加申込書の提出期限	令和７年７月１８日（金） １７時まで
（３）	質問受付期限	令和７年７月２３日（水） １７時まで
（４）	質問に対する回答	令和７年７月２８日（月） までに
（５）	企画提案書の提出期限	令和７年８月 ８日（金） １７時まで
（６）	審査会（プレゼンテーション）	令和７年８月２２日（金）
（７）	審査結果の通知	令和７年８月２５日（月）
（８）	契約予定日	令和７年８月下旬（予定）

5 参加資格

（１）本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

ア 参加申込書の提出日において、倉敷市から指名停止等の処分を受けていないこと。

イ 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続等開始の申立てがなされていないこと。

ウ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者でないこと。

エ 国税及び地方税を滞納していないこと。

オ 倉敷市暴力団排除条例（平成23年倉敷市条例第45号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。

カ 過去10年間に於いて、官公庁における案内サイン等に係る設計・整備業務（新設・改修は問わない。）実績を複数有すること（元請けとして履行したものに限る）。

キ 本市の地域経済の発展や地域貢献の観点から、市内に本店または主たる事業所を有する事業者であること、またはそのような事業者を協力事業者として含む事業者であること。

ク 事業者が、共同企業体として応募する場合は、以下の要件を全て満たすものとする。

（ア）共同企業体の代表となる事業者（代表企業）を定め、代表企業が全体の意思決定、管理運営等の責任を持つこと。

（イ）参加申込以降、代表企業及び構成企業の変更は認めない。

（ウ）参加申込時に、共同企業体の協定書の写しを提出すること。なお、協定書には、各企業の役割分担及び活動割合が記載されていること。

（エ）単独、共同企業体の重複参加申請は認めない。

（オ）複数の共同企業体で構成企業となることはできない。

6 参加申込手続き

本プロポーザルに参加を希望する者は、以下の要領で書類等を提出すること。

（1）参加申込書

ア 提出期限 令和7年7月18日（金）17時まで

イ 提出方法 持参または郵送（ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話にて行うこと。）

ウ 提出書類 （ア） 参加申込書 1部 （様式1）

（イ） 会社の概要 1部 （様式2）

（ウ） 納税証明書（国税、岡山県税、倉敷市税に滞納がないことの証明）

※倉敷市や岡山県内に支店等がない場合は国税のみ。

（エ） 業務実績調書 1部 （様式3）

※5参加資格（1）カに定める業務実績について記載することとし、契約書（双方の押印がある表紙及び業務の実施内容を証するページ）の写しを添付すること。

※共同企業体で申請する場合は、提出書類（イ）・（ウ）について、すべての団体分を提出すること。また、共同体の協定書の写しを提出すること。さらに、共同体の代表者とならない構成員にあっては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。（様式不問）

※本市の競争入札参加資格者名簿に登録され、現に入札参加の資格を有している場合は、（ウ）の提出は省略できるものとする。

エ 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市総務局総務部本庁舎エリア再編整備推進室（本庁舎4階）
担当 松尾

(2) 企画提案書

「倉敷市本庁舎案内サイン等改修業務提案書作成要領」に基づき作成すること。

ア 提出期限 令和7年8月8日（金）17時

イ 提出方法 持参または郵送（ただし、郵送する場合は、提出期限までに必着するように「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話にて行うこと。）

ウ 提出書類 （ア） 企画提案書（レイアウトイメージ図を含む）（任意様式）

（イ） 調達什器一覧（任意様式）

（ウ） 業務委託費提案書（様式5）

※正本の内容をPDF形式の電子データで出力したCD-ROM等電子媒体
1枚を付すこと。

エ 提出場所 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地
倉敷市総務局総務部本庁舎エリア再編整備推進室（本庁舎4階）
担当 松尾

7 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和7年7月24日（木）までに参加の可否を通知する。

(2) 通知方法 参加申込書に記載されたメールアドレスにメール送信にて通知する。

8 質問回答

(1) 質問方法 質問受付期限までに質問書に質問事項を記入しメール送信で提出すること。
なお、必ず電話で受信の確認をすること。

(2) 送付先 メールアドレス：area-saihen@city.kurashiki.okayama.jp

(3) 受付期限 令和7年7月23日（水）17時まで

(4) 回答日時 令和7年7月28日（月）までに

(5) 回答方法 倉敷市本庁舎エリア再編整備推進室のホームページに公表する。

9 プレゼンテーション・ヒアリング審査

(1) 日時 令和7年8月22日（金）

※日時等は変更する場合がある。詳細については提案書受付期間終了後に通知する。

(2) 場所 倉敷市役所（倉敷市西中新田640番地）
本庁舎9階902会議室（予定）

(3) 出席者 4名以内

※実際の業務を行う技術者がプレゼンテーションを行うこと。

10 評価基準

(1) 提案内容等審査

項番	審査項目		配点
1	全体方針・コンセプト		10
2	導入実績		5
3	実施方法・実施計画		10
4	実施体制		5
5	企画提案	案内サイン	30
6		窓口カウンター	20
7	総合評価		10

(2) 価格審査

価格評価	価格評価点＝（最低提案価格／提案価格）×10	10
------	------------------------	----

※小数点第1位を四捨五入して算出する。

総合計	提案内容等審査（90点）＋価格審査（10点）	100
-----	------------------------	-----

11 選考方法

- (1) 評価基準に基づき、参加申込書、企画提案書、プレゼンテーション等について審査委員会による審査を行い、審査委員の平均点を評価点とする。
- (2) 選考の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、評価点の高い順に交渉を行う。
- (3) 評価点が高点の場合は、選定委員の投票により優先交渉権者を決定する。
- (4) 評価点が60点未満の場合は、交渉権者として選定しない。
- (5) 参加者が1者であっても、評価点が60点以上であれば随意契約の交渉を行う。
- (6) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加申込がされていない、又は参加資格の審査により参加不可となった者
 - イ 提出期限を過ぎて提案書を提出した者
 - ウ 提案書に虚偽の内容が記載されている者
 - エ プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加しなかった者
 - オ 審査の公平性を害する行為があったと審査委員会が認めた者
 - カ 提案価格が提案上限額を超えている者

12 選考結果の通知・公表

選考結果は、優先交渉権者が決定後、プレゼンテーション・ヒアリングに参加した全者に書面で通知する。ただし、失格となった場合は、別途通知する。

13 提出書類について

- (1) 提出書類は返却しない。
- (2) 提出書類は、このプロポーザルに係る審査以外には使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、倉敷市情報公開条例に基づき対応する。

1 4 契約条件

- (1) 優先交渉権者と、委託内容、仕様書、経費等について交渉を行った上で、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。
- (2) 契約保証金は、倉敷市財務規則第173条により契約金額の100分の10以上の納付となる。ただし、倉敷市財務規則第175条に該当する場合は、契約保証金を減免する。
- (3) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (4) 委託業務の実施に際して個人情報を取得したときは、倉敷市個人情報保護条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。
- (5) その他契約に関する条項は倉敷市財務規則による。

1 5 その他

- (1) このプロポーザルにかかる費用は、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由によりこのプロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することとはできない。
- (2) 参加申込書の提出後に参加を辞退する場合は、応募辞退届（様式6）を提出すること。

1 6 問い合わせ先 〒710-8565 岡山県倉敷市西中新田640番地

倉敷市総務局総務部本庁舎エリア再編整備推進室（本庁舎4階）

担当 松尾

電話 086-426-3130

FAX 086-421-2400

E-mail : area-saihen@city.kurashiki.okayama.jp